

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 雇用主が保険料を負担した生命保険金

Q : 夫が亡くなり、生命保険金を受け取りました。この保険は、夫を被保険者、妻の私を保険金の受取人として、夫の勤めていた会社が従業員のために契約し保険料を負担していたものです。

この場合、私の受け取った生命保険金に相続税はかかるのでしょうか。

A : 雇用主が負担した保険料は、従業員が負担していたものとして、相続税が課税されます。

【解説】

雇用主が従業員のためにその従業員を被保険者とする生命保険契約又は従業員の身体を保険の目的とする損害保険契約を締結し、その保険料を負担していた場合に、保険事故の発生によって従業員その他の者がこの保険金を受け取ったときは、雇用主が負担した保険料はその従業員が負担していたものとして取り扱うこととされています。

ご質問の場合、会社が負担した保険料はご主人が負担していたものとして、あなたが受け取った生命保険金は相続税の課税対象になります。

なお、雇用主がその保険金を従業員の退職手当金等として支給することとしている場合には、その保険金は退職手当金等に該当するものとして取り扱うこととされています。

ちなみに、上記の場合の生命保険金及び退職手当金については、それぞれ生命保険金の非課税規定、退職手当金の非課税規定の適用が受けられます。

